

○旧那岐小学校改修事業設計業務プロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 旧那岐小学校改修事業設計業務を行う設計者（以下「設計者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うため、旧那岐小学校改修事業設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査
- (2) プロポーザルの評価及び設計者の選定に関すること
- (3) その他設計者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、町長が選任する5人以上を持って組織する。

- 2 委員は、住民の代表、実施業務に関し専門的知識又は資格を有する者及び副町長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、実施業務に関し専門的知識又は資格を有する者の中から町長が選任する。

(委員長の職務及びその代理)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長および委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員会以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、智頭町役場企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当該業務の契約が締結されたとき等に失効する。